

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

事業契約書(案)

平成18年9月29日

(平成18年10月13日、11月7日修正)

大阪府

事業契約書

- 1 事業名 (仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業
- 2 事業の場所 箕面市上止々呂美、下止々呂美地区内の別紙1の図面に対象地として示す範囲の区域
- 3 契約期間 自 (仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業事業契約の締結について、大阪府議会の議決があった日又は箕面市議会の議決のあった日のうち、いずれか遅い日(別途、大阪府及び箕面市が通知により定める日)
至 平成40年3月31日
- 4 契約金額 金 円に、この契約の規定により金利変動、物価変動、税制の変更等に基づく改定を行った額

内 訳

サービス購入費A	円
施設整備費(消費税及び地方消費税を除く)	円
割賦金利(非課税)	円
施設整備費に係る消費税及び地方消費税	円
サービス購入費B	円
維持管理費及びその他の費用(消費税及び地方消費税を除く)	円
維持管理費及びその他の費用に係る消費税及び地方消費税	円

- 5 契約保証金 別途、事業契約書中に記載のとおり。
- 6 支払条件 別途、事業契約書中に記載のとおり。

前記の(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業(以下「本事業」という。)について、大阪府(以下「甲」という。)と箕面市(以下「乙」という。)及び事業者(以下「丙」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)等による大阪府議会及び箕面市議会の両議決を経たときに本契約となる。大阪府議会又は箕面市議会のいずれか一方でも議決が得られなかったときは、この契約は無効となり、第60条第8項の場合を除き、甲、乙及び丙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担となる。

平成19年 月 日

甲 大阪府 印

乙 箕面市 印

丙 所在地 印
商号又は名称
代表者氏名

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (総則)	1
第 3 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第 4 条 (用語の定義)	1
第 5 条 (事業の概要)	4
第 6 条 (事業の場所)	4
第 7 条 (事業日程)	4
第 8 条 (事業の留意点)	4
第 9 条 (丙の資金調達)	5
第 10 条 (その他)	5
第 2 章 本件施設等の整備	5
第 1 節 設計変更	5
第 1 1 条 (事前調査)	5
第 1 2 条 (V E 提案による設計変更)	5
第 1 3 条 (進捗状況の報告)	7
第 1 4 条 (甲の請求による設計変更)	7
第 1 5 条 (丙の請求による設計変更)	8
第 1 6 条 (不可抗力事由による設計変更)	8
第 1 7 条 (法令の新設又は改正等による設計変更等)	9
第 1 8 条 (事由の複合による設計変更)	9
第 1 9 条 (第三者による実施、第三者に及ぼした損害)	10
第 2 節 建設	10
第 2 0 条 (施工計画書等)	10
第 2 1 条 (本件施設等の建設・設置)	11
第 2 2 条 (手続書類の提出)	11
第 2 3 条 (第三者による実施、第三者に及ぼした損害)	11
第 2 4 条 (仮設及び施工方法等)	11
第 2 5 条 (許認可及び届出等)	12
第 2 6 条 (工事監理者等)	12
第 2 7 条 (建設場所の管理)	12

第28条（建設に伴う近隣調整）	13
第3節 甲による確認	13
第29条（甲及び乙の説明要求等）	13
第30条（中間確認）	14
第4節 完成検査等	15
第31条（丙の完成検査）	15
第32条（甲の完成確認）	15
第5節 工期の変更等	16
第33条（工期の変更）	16
第34条（施工計画書記載の工期等の変更による費用等の負担）	16
第35条（工期又は供用開始日の遅延による費用等の負担）	17
第36条（工事の一時中止）	17
第37条（危険負担等）	18
第38条（かし担保）	19
第39条（契約保証金等）	19
第6節 本件施設等の引渡し等	20
第40条（本件施設等の引渡し）	20
第41条（本件施設等の供用開始日）	20
第3章 本件施設等の維持管理	21
第42条（維持管理の原則）	21
第43条（維持管理業務の実施）	21
第44条（維持管理体制の整備）	21
第45条（乙による維持管理体制の確認）	21
第46条（維持管理業務計画書の作成）	22
第47条（乙の請求による維持管理業務の変更）	22
第48条（丙の請求による維持管理業務の変更）	22
第49条（不可抗力による維持管理業務の変更）	22
第50条（法令の新設又は改正等による維持管理業務の変更）	23
第51条（従事職員名簿の提出等）	23
第52条（第三者による実施）	23
第53条（第三者に及ぼした損害等）	24
第54条（業務報告書）	24

第55条（維持管理業務）	24
第4章 対価の支払い	24
第56条（対価の支払）	24
第57条（サービス購入費Aの支払）	25
第58条（サービス購入費Bの支払）	25
第5章 契約期間及び契約の終了	25
第59条（契約期間）	25
第60条（甲、乙による契約解除等）	25
第61条（丙による契約解除）	28
第62条（任意解除権の留保）	28
第63条（不可抗力に基づく契約解除）	29
第64条（本事業に直接関係する法令の新設又は改正等が行われた場合等の契約解除）	29
第65条（引渡後における本件契約終了時の状態等）	30
第6章 法令の新設又は改正等・不可抗力による契約内容の変更等	30
第66条（法令の新設又は改正等による契約内容の変更）	30
第67条（不可抗力による契約内容の変更）	30
第68条（法令の新設又は改正等による追加費用又は損害の負担）	31
第69条（不可抗力による追加費用又は損害の負担）	31
第7章 保 険	31
第70条（保険加入義務）	31
第8章 その他	31
第71条（対価からの控除）	32
第72条（丙の権利義務の譲渡）	32
第73条（モニタリング）	32
第74条（経営状況等の報告）	32
第75条（遅延利息）	33
第76条（守秘義務）	33
第77条（著作権の帰属）	33
第78条（著作物の利用等）	34
第79条（著作権等の譲渡禁止）	34

第 8 0 条 (著作権の侵害の防止)	34
第 8 1 条 (工業所有権)	35
第 9 章 関係者協議会	35
第 8 2 条 (関係者協議会の設置)	35
第 1 0 章 雑 則	35
第 8 3 条 (出資者の確認書の提出)	35
第 8 4 条 (疑義に関する協議)	35
第 8 5 条 (融資機関等との協議)	35
第 8 6 条 (裁判管轄)	36
別紙 1 本件土地	37
別紙 2 維持管理業務の概要	38
別紙 3 事業日程 (予定)	39
別紙 4 設計図書	40
別紙 5 建設業務における提出書類	41
別紙 6 維持管理業務計画書	43
別紙 7 維持管理業務の報告書	44
別紙 8 サービス購入費の算定及び支払方法	45
別紙 9 サービス購入費の改定について	49
別紙 1 0 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	50
別紙 1 1 丙らが付す保険	51
別紙 1 2 かし担保に関する保証書の様式	52
別紙 1 3 確認書の様式	54
別紙 1 4 モニタリング及び改善措置並びにサービス購入費の減額手続き等	55

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業事業契約(以下「本件契約」という。)は、甲、乙及び丙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (総則)

甲、乙及び丙は、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本件契約を履行しなければならない。

第 3 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 丙は、本事業が、義務教育施設の整備を目的とする事業であって、高度の公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 甲及び乙は、本事業が民間の事業者によって実施されることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

第 4 条 (用語の定義)

本件契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理期間」とは、本件施設等の引渡日から本事業終了日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、別紙 2 に示す業務をいう。
- (3) 「維持管理者」とは、 をいう。
- (4) 「乙の開庁日」とは、箕面市の休日を定める条例(平成 2 年箕面市条例第 3 号)第 2 条に定める乙の休日以外の日をいう。
- (5) 「上期」とは、各事業年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。
- (6) 「甲の開庁日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第 2 号)第 2 条に定める甲の休日以外の日をいう。
- (7) 「財務書類」とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 435 条第 2 項に定める計算書類をいう。
- (8) 「サービス購入費 A」とは、第 2 章の施設整備業務の対価として甲から丙に支払われる金員の総額(消費税・地方消費税、及び割賦金利を含む。)であり、丙の開業準備費が含まれる。
- (9) 「サービス購入費 B」とは、第 3 章の維持管理業務の対価として乙から丙に支払われる金員の総額(消費税・地方消費税を含む。)をいう。

- (10) 「事業者提案書類」とは、丙が本事業への入札参加時に提出した一切の書類をいう。
- (11) 「事業年度」とは、各年の4月1日から3月31日までをいう。
- (12) 「施工者」とは、 をいう。
- (13) 「実施方針」とは、本事業に関し、平成17年11月10日に変更公表された「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業 実施方針」をいう。
- (14) 「実施方針等に関する質問に対する回答」とは、実施方針等に関して提出された質問をもとに甲及び乙が作成・公表した平成17年9月30日付「実施方針に関する質問に対する回答」、平成17年12月9日付「実施方針変更版に関する質問に「対する回答」、平成17年12月9日付「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」、平成18年1月20日付「事業契約書(案)に関する質問に対する回答」、平成18年1月20日付「基本協定書(案)に関する質問に対する回答」、平成18年2月3日付「V E 提案要領(案)に関する質問に対する回答」及び平成18年2月3日付「実施設計図書に関する質問に対する回答」をいう。
- (15) 「下期」とは、各事業年度10月1日から3月31日までをいう。
- (16) 「設計者」とは、株式会社地域計画建築研究所をいう。
- (17) 「設計・建設期間」とは、本件契約の締結日から本件施設等の最後の引渡日までの期間をいう。
- (18) 「設計図書」とは、別紙4に記載する元設計図書等及び変更設計図書等をいう。
- (19) 「提案水準」とは、要求水準をすべて満たす事業者提案書類において提案された水準をいう。
- (20) 「提案内容」とは、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答を踏まえ、事業者提案書類において提案された内容をいう。
- (21) 「入札説明書」とは、本事業に関し、平成18年9月29日に公表された「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業 入札説明書」をいう。
- (22) 「入札説明書等」とは、平成18年9月29日に公表された入札説明書及び要求水準書を含む入札説明書添付の資料をいう。
- (23) 「入札説明書等に関する質問に対する回答」とは、入札説明書等に関して提出された質問書等をもとに甲及び乙が作成・公表した回答書(以下「本回答書」という。)、並びに平成18年2月17日付入札説明書等に関して提出された質問書等をもとに甲及び乙が作成・公表した回答書のうち、入札説明書等及び本回答書に矛盾しない部分をいう。
- (24) 「V E 提案」とは、資格審査を通過した入札参加者が、入札説明書の添付資料であるV E 提案要領に従って、本件事業について提案したV E (Value Engineering)に関する提案で、提案審査を通過し、認められたものをいう。
- (25) 「不可抗力事由」とは、天変地異、戦争、火災、不慮の事故、ストライキ、ロ

ックアウト、暴動、嵐、洪水、地震、伝染病、内乱、革命、爆発、津波、台風、高潮、大雪、外部電源からの長期の電力供給停止又は甲、乙若しくは丙の合理的な制御が不能なあらゆる事象をいう。

- (26) 「変更設計図書等」とは、V E 提案に基づいて変更された設計図書及びそれに付帯して一体をなす別紙4の「2」に記載する図書等をいう。
- (27) 「本件契約上の秘密」とは、甲、乙及び丙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後に自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (28) 「本件施設」とは、本件契約に従い建設される（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校及び屋外運動場その他関連する附帯施設（外構施設を含む）をいう。
- (29) 「本件施設等」とは、本件施設及び本件備品をいう。
- (30) 「本件土地」とは、本事業の実施場所である別紙1に示す範囲の土地をいう。
- (31) 「本件非公開文書等」とは、本件契約上知り得た情報が記載された文書及び本件契約上知り得た情報が記録された電磁的記録をいう。
- (32) 「本件備品」とは、本件施設に設置、導入される、設計図書に記載する備品をいう。
- (33) 「本事業」とは、（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業であり、第5条に記載する業務により構成される事業をいう。
- (34) 「本事業に直接関係する法令」とは、特に本事業と類似の業務を提供する施設の整備・維持管理その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味し、法人の運営や利益に係るもの以外の税制度の新設又は変更を含むものとする。
- (35) 「元設計図書等」とは、乙が、設計者に委託して作成した本件施設にかかる設計図書及びそれに付帯して一体をなす別紙4の「1」に記載する図書をいう。
- (36) 「融資機関」とは、本事業に関する資金を丙に対して融資する銀行法（昭和56年法律第59号）上の銀行その他これに類する金融機関をいう。
- (37) 「要求水準」とは、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問に対する回答に記載された本事業の遂行に当たって、丙が満たすべき最低水準をいう。ただし、要求水準書記載の水準が変更された場合は、変更後の水準をいう。
- (38) 「要求水準書」とは、入札説明書添付の「（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業 要求水準書」をいう。

第5条（事業の概要）

- 1 本事業は、本件施設のV E 提案による設計変更、建設、維持管理及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。
- 2 丙は、本事業を、本件契約、入札説明書等及び事業者提案書類に従って遂行しなければならない。
- 3 本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類の規定に矛盾、齟齬がある場合には、本件契約、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書等、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針、事業者提案書類の順にその解釈が優先する。
- 4 入札説明書等の各資料内において記載内容に矛盾、齟齬が存する場合は、甲、乙及び丙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
- 5 本件施設の名称は、乙が定める。

第6条（事業の場所）

本事業を実施する本件土地は、箕面市上止々呂美、下止々呂美地区内の別紙1の図面に対象地として示す範囲の区域とする。

第7条（事業日程）

本事業は、別紙3として添付する日程表に従って実施される。

第8条（事業の留意点）

- 1 丙は、本事業の実施に当たり、自己の施工する工事と甲又は乙が別途発注する他の工事等が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき必要な調整を、自己の責任及び費用で行わなければならない。ただし、当該工事の施工業者との間で上記調整が必要な場合は、甲、乙は、調整協議に参加するものとし、当該調整の結果丙に生ずる費用のうち合理的な範囲を超える部分（ただし、丙の帰責事由により合理的な範囲を超える部分は除く。）については、甲が負担する。なお、丙が、本事業の実施に当たり、甲及び乙以外の施主が本件土地の周辺地において発注する工事との調整の必要があるときについても、甲及び乙は、当該調整協議に参加するが、当該調整は、すべて、丙が自己の責任及び費用で行うものとし、甲及び乙は、当該調整協議への参加を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 2 丙は、本事業の実施に当たり、契約期間内及び終了後の本件施設の維持管理及び修繕等に要する費用の節減に配慮しなければならない。
- 3 丙は、本事業を実施する当たり、要求水準書「第1」「6」に記載する関係法令（法

律、政令のほか、省令、条例、規則、規程、告示、通達、指針等を含む。以下、同じ。）
その他本事業を実施するに当たり遵守すべき関係法令の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。

- 4 丙は、善良なる管理者としての注意義務をもって、本件契約を履行しなければならない。

第9条（丙の資金調達）

本事業の実施に関連する一切の費用は、本件契約中に別途規定がある場合を除きすべて丙が負担し、本事業に関する丙の資金調達は丙が自己の責任及び費用で行う。

第10条（その他）

- 1 本件契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本件契約の履行に関して甲、乙及び丙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本件契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本件契約の履行に関して甲、乙及び丙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 5 本件契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び会社法の定めるところによる。
- 6 本件契約は、日本国の法令に準拠する。

第2章 本件施設等の整備

第1節 設計変更

第11条（事前調査）

丙が本件土地及び本事業の実施のために必要となるその他の部分に関して事前調査を行う場合は、自らの責任及び費用においてこれを行う。

第12条（VE提案による設計変更）

- 1 本件施設の設計については、乙が行なった実施設計図書によるものとする。
- 2 前項に関わらず、丙は、丙の費用と責任において、VE提案に基づき、設計者をして、元設計図書の変更を行わせるとともに、当該変更に伴う建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に基づく必要な手続を行わせる義務を負担する。丙は、当該手続の実施について、甲に対し、事前説明及び事後報告を行うとともに、関係機

関に提出した書類の写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲丙間の協議において甲により承諾された手続については、事前説明を要しない。

- 3 前項に関わらず、丙が行うV E提案に伴う設計変更により、箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）第20条の2の事前協議、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項及び第3項の計画通知に関する手続が必要となった場合、かかる手続等については、甲が実施するものとするが、丙は、上記手続に必要な資料を作成、提出するなど甲に協力するものとする。
- 4 丙は、V E提案に基づく設計変更を完了した後速やかに、甲に対して、要求水準書「第2」「 」の項の定めに従って、設計変更図書及び工事別内訳書を提出し、当該変更内容が要求水準に適合するか否かについての確認を得るものとする。
- 5 甲は、丙から前項の設計変更図書等の提出を受けた後、遅滞なく確認作業を行ったうえ、その結果を丙に通知する。丙は、前項の設計変更図書等の提出後14日以内に甲から何らの通知もない場合には、甲から承認がなされたものとみなすことができる。
- 6 丙は、V E提案により変更された設計図書の著作権が設計者に帰属し、かつ甲が変更後の設計図書を無償で使用するよう設計者との間で契約を締結するものとする。
- 7 甲が、丙から第3項に基づき提出を受けた設計変更図書等が本件契約、入札説明書等、事業者提案書類及び甲、乙及び丙の設計変更に関する打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと合理的に判断する場合は、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を丙に通知し、修正を求めることができる。
- 8 丙が、前項の規定による通知を受領した場合、丙は速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲及び乙は速やかにその結果を確認する。なお、当該是正は、丙の責任及び費用をもって行う。
- 9 前項の是正に起因して、建設工事の遅延が見込まれる場合の第20条第1項の施工計画書記載の工期又は第41条の供用開始日の変更は、第33条第1項及び第3項の規定に従う。
- 10 元設計図書等に関する責任は乙が負担するものとし、V E提案に基づき変更された変更設計図書等の内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は全て丙が負担する。なお、甲は、丙から第3項に基づき設計変更図書等の提出を受けたこと、第3項の規定による確認を行ったこと、丙に対して第4項の規定による通知を行ったこと、又は設計変更に関する打ち合わせを行ったことのいずれを理由としても、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 11 V E提案に基づく元設計図書の変更に伴う効果が、当該V E提案の不備その他丙の責めに帰すべき事由により実現できない場合、甲は、当該V E提案に係る部分については元設計図書等を採用することができる。この場合、丙に生じた増加費用は、丙の負担とするが、当該V E提案を実施しないためにサービス購入費A又はサービス購入

費Bが減少したときは、甲及び乙は、当該費用減少額を各支払額から減額することができる。

- 1 2 VE提案に基づく元設計図書の変更により、建築基準法、その他関連法規上要求される許認可等の取得が必要となった場合で、丙がこれを取得できなかった場合、甲は、当該VE提案に係る部分については元設計図書等を採用することができる。この場合、丙に生じた増加費用は、丙の負担とするが、当該VE提案を実施しないためにサービス購入費A又はサービス購入費Bが減少したときは、甲及び乙は、当該費用減少額を各支払額から減額することができる。

第13条（進捗状況の報告）

- 1 丙は、甲に対し、VE提案による設計変更の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、VE提案による設計変更の進捗状況に関して、適宜、丙又は設計者に対して報告を求めることができる。
- 3 甲は、前2項の報告を受けたことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第14条（甲の請求による設計変更）

- 1 甲又は乙は、設計図書につき変更の必要があると認めた場合には、相手方に協議を申し入れ、双方合意に至った場合、これを受けて、甲は、変更設計図書等の完成前であると完成後であることを問わず、丙に対して、第41条の供用開始日の変更を伴わず、かつ事業者提案書類の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、元設計図書等又は変更設計図書等における設計について変更を求めることができるものとする。これらの場合、丙は、当該変更の要否及び丙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから14日以内に、その検討結果を通知しなければならない。甲は、乙と協議の上、かかる丙の検討結果をふまえて設計変更の要否を最終的に決定し、丙に通知する。
- 2 甲又は乙は、第41条の供用開始日の変更を伴う設計図書の変更、あるいは事業者提案書類の範囲を逸脱する設計変更の必要があると認めた場合には、相手方に協議を申し入れ、双方合意に至った場合、これを受けて、甲は、変更設計図書等の完成前であると完成後であることを問わず、丙に対して、設計について変更を求めることができるものとする。この場合、丙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、甲と乙が合意のうえ、丙との間で協議が成立した場合には、丙は、設計変更を了解して実施する。
- 3 第1項又は第2項の規定に従い、丙が設計変更を行い、当該変更が甲又は乙の責めに帰すべき事由に基づく場合（甲又は乙が、丙の責に帰すべき事由、不可抗力事由又は

本事業に直接関係する法令改正等がないにもかかわらず、任意に設計の変更を請求する場合を含む。)に、当該変更により丙に追加費用又は損害(ただし、消極損害は丙の損害に含まない。以下、本件契約中、丙の「追加費用又は損害」について同じ。)が発生したときは、甲、乙は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし(ただし、甲又は乙が別紙 1 1 の 1(丙に付保が義務付けられている保険)記載の保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は甲が負担する丙に生じた追加費用又は損害の額から控除するものとし、以下、本事業において丙に生ずる「追加費用又は損害」の額につき同様とする。)、第 2 章の施設整備業務に係る追加費用、損害については、サービス購入費 A に組み入れた上で、予算の範囲内で支払時点までの利息を付した一括又は分割により丙に対して支払い(ただし、分割による支払いの場合、新たな資金調達に伴い必要となる金融費用は、甲が負担する。)、第 3 章の維持管理業務に係る追加費用又は損害についてはサービス購入費 B に算入する。この場合において、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。本件契約に基づく丙の業務に係る費用の減少が生じたときは、追加費用又は損害が発生した場合と同様の方法により、支払対価を減額する。

- 4 第 1 項又は第 2 項の設計変更起因する設計図書の提出時期の変更、第 2 0 条第 1 項の施工計画書記載の工期又は第 4 1 条の供用開始日(以下「施工計画書記載の工期等」という。)の変更については、第 3 3 条第 1 項及び第 3 項に従う。

第 1 5 条 (丙の請求による設計変更)

- 1 丙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。甲は、丙から、設計図書の変更の申し入れがなされた場合、乙と協議したうえ、双方合意に至った場合、丙に対して、設計図書の変更を了解する。ただし、甲又は乙の責めに帰すべき事由に基づき、丙が甲に対して、設計変更を請求した場合、甲及び乙は、合理的な理由があるときを除き、設計変更を了解するものとし、当該設計変更により、丙に生じる追加費用又は損害の負担については、前条第 3 項に従う。
- 2 丙が甲の事前の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該変更により丙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として丙が当該費用を負担する。ただし、甲及び乙が必要と認めた場合には、甲、乙が負担するものとし、負担方法については、前条第 3 項に従う。また、当該設計変更により、本件契約に基づく丙の業務に係る費用が減少したときについても前条第 3 項に従う。
- 3 第 1 項又は第 2 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 3 3 条第 1 項及び第 3 項に従う。

第 1 6 条 (不可抗力事由による設計変更)

- 1 不可抗力事由に基づき、設計図書の変更が必要となった場合、丙は、甲の承諾を得て、

- 当該設計変更を行う。甲は、丙から、設計図書の変更の申し入れがなされた場合、乙と協議したうえ、双方合意に至った場合、丙に対して、設計図書の変更を了解する。
- 2 前項の規定により、丙が設計変更を行う場合、当該変更により丙に追加費用又は損害が発生したときは、甲、乙及び丙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 10 に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については、第 14 条第 3 項に従う。この場合、丙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく丙の業務に係る費用が減少したときについても第 14 条第 3 項に従う。
 - 3 第 1 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 33 条第 2 項及び第 3 項に従う。

第 17 条（法令の新設又は改正等による設計変更等）

- 1 本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、設計図書の変更が必要となった場合、丙は、甲の承諾を得て、当該設計変更を行う。甲は、丙から、設計図書の変更の申し入れがなされた場合、乙と協議したうえ、双方合意に至った場合、丙に対して、設計図書の変更を了解する。
- 2 本件施設の完成までに、甲が入札手続において提供した地形・地質等調査、測量結果に明示されていない、又は入札説明書等からは合理的に推測できない本件土地のかし、埋蔵文化財の発見等に起因して元設計図書等又は変更設計図書等の変更が必要となった場合は、丙は甲に対し、設計又は建設工事の変更の承諾を請求することができ、甲は、乙と協議したうえ、双方合意に至った場合、丙に対して、これを承諾する。
- 3 第 1 項又は第 2 項に基づき、丙が元設計図書等又は変更設計図書等の変更を行う場合、当該変更により丙に追加費用又は損害が発生したときは、甲、乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については、第 14 条第 3 項に従う。この場合、丙は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく丙の業務に係る費用が減少したときについても第 14 条第 3 項に従う。
- 4 第 1 項に定める場合以外の法令の新設又は改正等による設計変更にかかる費用等は、丙の負担とする。
- 5 第 1 項又は前項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 33 条第 2 項及び第 3 項に従う。

第 18 条（事由の複合による設計変更）

第 14 条から第 17 条までの各条項に規定する事由の全部又は一部が複合してなされた元設計図書等又は変更設計図書等の変更に起因して、甲、乙及び丙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影

響度合いを算出し、これらを按分したうえで第14条から第17条までを適用して、甲、乙及び丙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第19条（第三者による実施、第三者に及ぼした損害）

- 1 丙は、第12条のV E提案に基づく元設計図書等の変更又は第14条から第17条までの元設計図書等又は変更設計図書等の変更を設計者に実施させるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、設計者以外の者に、これらの設計変更の全部又は大部分を実施させてはならない。
- 2 丙は、元設計図書等又は変更設計図書等の変更の一部を設計者以外の第三者に実施させる場合は、かかる設計の一部を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。
- 3 丙は、設計変更に関する一切の責任を負担し、丙が、これを設計者に行かせた場合、又は設計者が第三者に設計変更を再委託した場合、その他設計変更に関して丙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて丙の責めに帰すべき事由とみなして丙が責任を負う。ただし、丙は、設計者によるV E提案に基づく元設計図書等の変更について、設計者を選任したこと自体を原因とする責任を負うものではない。また、設計変更によって生ずる損害のうち甲又は乙の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、甲又は乙が負担する。
- 4 甲又は乙は、前項に基づき、丙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、丙に対して、賠償した金額を求償することができる。丙は、甲又は乙からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第2節 建設

第20条（施工計画書等）

- 1 丙は、本件施設の建設工事の着手までに、設計図書に基づき作成した本件施設の工程表を明示した総合仮設計画書（実施工程表を含む。）を、各種工事の着手までに各工種施工計画書を、施工者をして作成させ、甲に対して提出する。
- 2 丙は、施工者をして、別途甲との間の協議により定める期限までに月間工程表を作成させ、甲に対して提出させる。
- 3 丙は、施工者をして、第1項の総合仮設計画書、各工種施工計画書及び前項の月間工程表に従い、本件施設の建設に着工させ、工事を遂行させる。
- 4 丙は、本件施設の建設の工期中、施工者をして工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。
- 5 丙は、本件施設の建設工事に着手するまでに本件施設の施工体制台帳〔建設業法（昭

和 24 年法律第 100 号) 第 2 4 条の 7 に規定する施工体制台帳をいう。) の写しを、甲に対して提出する。

第 2 1 条 (本件施設等の建設・設置)

- 1 丙は、第 1 2 条第 3 項及び第 4 項に規定する V E 提案に基づく設計変更についての甲の確認後速やかに、施工者をして、本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、事業者提案書類、設計図書、施工計画書及び実施工程表に従い、かつ関係法令等を遵守して、本件施設等の建設・設置工事を実施させる。
- 2 丙は、施工者をして、本件施設等の建設・設置工事を実施させるに当たっては、甲の指示に従って、本件土地に隣接して行われる甲、乙及びその他第三者が発注する工事との調整を行わせ、協力して、建設・設置工事を円滑に遂行させなければならない。

第 2 2 条 (手続書類の提出)

丙は、甲と協議を行い、各々、甲が定める期限までに、要求水準書「第 2 」「 」の項の定めに従って、別紙 5 に定める提出書類を甲に提出する。

第 2 3 条 (第三者による実施、第三者に及ぼした損害)

- 1 丙は、本件施設等の建設・設置工事を施工者に実施させるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、施工者以外の者に、建設・設置工事の全部又は大部分を実施させてはならない。
- 2 丙は、本件施設等の建設・設置工事の一部を施工者以外の第三者に実施させる場合は、かかる建設・設置工事の一部を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。
- 3 丙は、本件施設等の建設・設置工事に関する一切の責任を負担し、丙が、これを施工者に行わせた場合、又は施工者が第三者に本件施設の建設・設置工事を再委託した場合、その他本件施設等の建設・設置工事に関して丙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて丙の責めに帰すべき事由とみなして丙が責任を負う。ただし、その損害のうち甲又は乙の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、帰責性に依じて甲又は乙が負担する。
- 4 甲又は乙は、前項に基づき丙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、丙に対して、賠償した金額を求償することができる。丙は、甲又は乙からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第 2 4 条 (仮設及び施工方法等)

- 1 丙は、本件施設等の建設・設置工事を完了するために必要な仮設、施工方法その他一

切の手段については、設計図書、事業者提案書類等において特に提案されているものも含め、自己の責任及び費用において行う。

- 2 丙は、本件施設等の建設・設置工事に必要となる工事用電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

第25条（許認可及び届出等）

- 1 丙は、本件施設等の建設・設置工事に関する本件契約上の義務を履行するために許認可等の取得及び届出等が必要な場合、その一切を自己の責任において行う。
- 2 丙が甲又は乙に対して協力を求めた場合、甲又は乙は、丙による前項所定の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行う。

第26条（工事監理者等）

- 1 丙は、設計者に金28,300,000円（消費税及び地方消費税を除く。）をもって、本件施設等の建設・設置工事の工事監理を委託し、これを工事監理者としておく。
- 2 丙は、本件施設等の建設・設置工事の工事監理に関する一切の責任を負担し、丙が、これを設計者に行わせた場合であってもその責めに帰すべき事由は、すべて丙の責めに帰すべき事由とみなして丙が責任を負う。ただし、丙は、設計者による本件施設等の建設・設置工事の工事監理について、設計者を選任したこと自体を原因とする責任を負うものではない。また、その損害のうち甲又は乙の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、帰責性に応じて甲又は乙が負担する。
- 3 甲又は乙は、前項に基づき丙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、丙に対して、賠償した金額を求償することができる。丙は、甲又は乙からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 4 丙は、設計者をして、工事監理の状況を記載した工事監理状況報告書を甲に毎月提出させるものとし、甲が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせる。
- 5 丙は、設計者をして、甲に対して本件施設等の建設・設置工事の完成確認報告を行わせる。
- 6 丙は、設計者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行う。

第27条（建設場所の管理）

- 1 丙は、本件施設等の建設・設置工事を実施するに当たり、使用が必要となる設備及び当該工事対象区域内の場所等について、各設備又は各使用場所等ごとに、事前に、甲に対してその使用期間及び使用場所を明らかにした届出を行わなければならない。
- 2 丙は、本件施設等の建設・設置工事を実施するために前項の届出をした設備又は使用

場所等以外の設備又は土地等の使用が必要となった場合は、本件土地内については前項に準じてその旨甲に届け出なければならない。本件土地以外の土地の使用が必要となった場合には、丙は、自己の責任及び費用でかかる土地を確保しなければならない。

- 3 丙は、第1項の届出をした設備又は使用場所等の引き渡しを受けた後、善良なる管理者の注意義務をもってその管理を行う。

第28条（建設に伴う近隣調整）

- 1 丙は、第20条第1項の施工計画書に定める本件施設等の建設・設置工事の着工日までに、近隣住民に対して、事業計画（事業者提案書類に定める事項及び内容の計画をいう。以下、本条において同様とする。）及び工事実施計画（本件施設の建設工事の施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲及び乙は、必要と認める場合は、丙が行う説明に協力する。
- 2 丙は、前項の説明に先立ち、丙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲及び乙に対して事前説明を行わなければならない。説明終了後速やかに、その結果を甲及び乙に報告しなければならない。
- 3 丙は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行うものとし、本件施設の引渡時には、甲及び乙に対し近隣調整事後調査報告書を提出しなければならない。
- 4 丙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。甲は、丙から、事業計画の変更の申し出を受けた場合、乙と協議し、丙が事業計画を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、甲及び乙は、事業計画の変更を了解し、甲は丙に対して承諾を行うものとする。
- 5 近隣調整の不調を理由として、丙が、甲の承諾を得て、施工計画書記載の工期等を変更する場合には、第33条第1項及び第3項に従う。
- 6 丙が第1項に定める近隣住民の了解を得るべく誠実かつ適切に近隣調整を行ったにもかかわらず、着工に必要な近隣住民の同意が得られず、施工計画書記載の工期等の延長及び延長に伴う追加費用発生が生じた場合のこれらの負担については、甲乙及び丙が協議の上定めるものとする。

第3節 甲による確認

第29条（甲及び乙の説明要求等）

- 1 甲及び乙は、本件施設等の建設・設置工事の状況が、本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類、設計図書、及び施工計画書及び実施工程表に従い、かつ関係法令等を遵守して実施されていることを確認するために、実施状況及び品質管理に

ついて、丙に事前に通知した上で、丙又は施工者に対して説明を求めることができるものとし、また、建設実施現場において各々の実施状況を丙の立ち会いの上確認することができる。

- 2 丙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲及び乙に対して最大限の協力を行うとともに、施工者をして、甲及び乙に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の実施の結果、甲と乙が協議のうえ、本件施設等の建設・設置工事の状況が本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従っていない、又は本件契約、入札説明書等、設計図書及び事業者提案書類に規定する仕様を満たさないとの判断に至った場合、甲は、丙に対してその是正を求めることができ、丙は、これに従わなければならない。
- 4 丙は、本件施設等の建設・設置工事の期間中に、本件施設等に関して丙が行う検査又は試験について、事前に甲及び乙に対して通知する。なお、甲及び乙は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 5 丙は、本件施設等の建設・設置工事の進捗状況に関して、適宜、甲及び乙に対して報告し、甲及び乙は丙から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。
- 6 甲及び乙は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立ち会いを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第30条（中間確認）

- 1 本件施設等の建設・設置工事が、本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従い実施されていることを確認するために、甲は、工期中、本件施設等について、随時、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合丙は、工事監理者に、丙を通じて、工事監理状況報告書を甲に提出させる。
- 2 乙は、甲が行う前項の中間確認に立ち会うことができる。
- 3 中間確認の結果、甲と乙が協議のうえ、本件施設等の建設・設置工事の状況が本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従っていない、又は本件契約、入札説明書等、設計図書及び事業者提案書類に規定する仕様を満たさないとの判断に至った場合、甲は丙に対してその是正を求めることができ、丙はこれに従わなければならない。

- 4 甲は、前3項に規定する中間確認の実施を理由として、また、乙は、中間確認への立会を理由として、いずれも本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第4節 完成検査等

第31条（丙の完成検査）

- 1 丙は、本件施設等につき、完成後速やかに、自己の責任において、完成検査を行う。
- 2 丙は、甲に対し、前項の完成検査を行う7日前（当該日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直前の甲の開庁日）までに、当該完成検査を行う日時を通知する。
- 3 甲及び乙は、第1項の完成検査に立ち会うことができる。ただし、甲及び乙は、第1項の完成検査への立ち会いを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 4 丙は、甲及び乙の完成検査への立ち会いの有無を問わず、甲及び乙に対して完成検査の結果を完成検査実施後1月以内に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

第32条（甲の完成確認）

- 1 甲は、前条第4項の報告を受けた日から14日以内（14日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直後の甲の開庁日まで）に、本件施設等についての完成確認を行う。確認に際して、丙は、現場説明、資料提供等により、甲に協力しなければならない。
- 2 乙は、甲が行う前項の完成検査に立ち会うことができる。
- 3 甲は、完成確認の結果、本件施設等が本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設・設置されていると認めるときは、前条第4項の報告を受けた日から14日以内（14日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直後の甲の開庁日まで）に、丙に対し、完成確認通知書の交付を行う。
- 4 甲は、本件施設等が本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従って建設・設置されていないと認めるときは、丙に対してその是正を求めることができ、丙はこれに従わなければならない。
- 5 甲は、丙が前項の是正の完了を報告した日から7日以内（7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成確認を実施し、本件施設等が本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明

書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表、及び関係法令等に従って建設・設置されていると認めるときは、丙が是正の完了を報告した日から7日以内(7日目の日が甲の非開庁日に当たる場合にあっては、直後の甲の開庁日まで)に、丙に対し、完成確認通知書の交付を行う。当該完成確認の結果、是正対象となった本件施設等の状況が、なおも本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、事業者提案書類、設計図書、施工計画書、実施工程表及び関係法令等に従って建設・設置されていないと認めるときは、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。

- 6 乙は、前項に基づき、甲が行う再完成確認の実施に立ち会うことができる。
- 7 甲は、第1項及び第5項に規定する完成確認を行ったことを理由として、また、乙はこれに立ち会ったことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、丙は、本件契約に定める義務につき、甲が本条に規定する完成確認を行ったこと、又は乙がこれに立ち会ったことをもってその責任を免れることはできない。

第5節 工期の変更等

第33条 (工期の変更)

- 1 甲と乙との協議の結果、施工計画書記載の工期等の変更が必要との判断に至った場合、甲は、丙に対して、施工計画書記載の工期等の変更を請求するものとし、甲及び丙は協議により当該変更の可否を定める。
- 2 丙が不可抗力等の丙の責めに帰すことのできない事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由として施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合、甲は、乙の了解を得て、丙との間で、協議により当該変更の可否を定める。
- 3 前2項において、甲及び丙の間において協議が調わない場合、甲が前2項の協議の結果をふまえて合理的な工期又は供用開始日を定めるものとし、丙はこれに従わなければならない。

第34条 (施工計画書記載の工期等の変更による費用等の負担)

- 1 甲又は乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合(ただし、第14条又は第15条に基づく設計変更を原因とした施工計画書記載の工期等の延長変更は含まない。以下、本条における「施工計画書記載の工期等の変更」について同じ。)、甲、乙は、当該延長変更により丙が負担した合理的な範囲内の追加費用及び丙が被った損害を負担するものとし、負担方法については、第14条第3項に従う。この場合において、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれ

を証する書類を添えて甲、乙に請求する。

- 2 丙の責めに帰すべき事由により、甲が施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、丙は、当該延長変更に伴い甲、乙が負担した追加費用及び被った損害を負担するものとする。
- 3 不可抗力により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、丙に追加費用又は損害が発生したときの負担については、第16条第2項に従う。
- 4 本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更された場合、甲、乙は、当該延長により丙に発生した追加費用及び損害を負担するものとし、負担方法については、第17条第3項に従う。この場合において、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。なお、本事業に直接関係する法令以外の法令の新設又は改正等による場合の丙に発生した追加費用及び損害については、丙の負担とする。
- 5 前各項に掲げる変更事由の全部又は一部が複合して、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が変更された場合には、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで前各項を適用して、甲、乙及び丙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第35条（工期又は供用開始日の遅延による費用等の負担）

- 1 甲又は乙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合に、これに伴って丙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については、第14条第3項に従う。この場合において、丙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。
- 2 丙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延し、供用開始日が遅延する場合、丙は、第41条に定める供用開始日から実際の供用開始日までの日数に応じ、サービス購入費A（ただし、割賦金利を除く。）に対する年5%（年365日日割計算）の割合により計算した額の違約金を甲に支払うものとし、当該違約金を超える追加費用又は損害が甲にあるときは、その費用又は損害の超過分についても甲に支払うとともに、当該遅延により、乙に追加費用又は損害があるときには、これについても乙に支払わなければならない。

第36条（工事の一時中止）

- 1 甲と乙との協議の結果、必要があるとの判断に至った場合、甲は、その理由を丙に通知したうえで、本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により、本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部を一時中止さ

せた場合で合理的な必要があると認めるときは、乙の了解を得て、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、丙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他丙に損害が生じた場合には、甲、乙は当該追加費用及び損害を合理的な範囲内において負担することとし、負担方法については、第14条第3項に従う。

- 3 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部が一時中止された場合で、甲において合理的な必要があると認めるときは、乙の了解を得て、施工計画書記載の工期等を変更する。
- 4 不可抗力により、本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部が一時中止された場合において、丙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他丙に損害が発生したときは、甲、乙及び丙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙10に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第14条第3項に従う。この場合において、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。
- 5 本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部が一時中止された場合において、丙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、その他丙に損害が生じた場合には、甲、乙は当該追加費用及び損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については、第14条第3項に従う。この場合において、丙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令の新設又は改正等による場合の丙に発生した追加費用及び損害については、丙の負担とする。
- 6 前各項に規定する事由が複合して本件施設等の建設・設置工事の全部又は一部が一時中止された場合の追加費用又は損害についての甲、乙及び丙それぞれの負担金額については、第34条第5項を準用して決定する。

第37条（危険負担等）

- 1 第41条の供用開始日までに、本件施設等の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力により滅失し、又は毀損し、その結果、丙に追加費用又は損害が発生したときは、甲、乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙10に規定する負担割合に従い負担することとし、負担方法については、第14条第3項に従う。この場合、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。

2 前項の場合、本件契約の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲、乙及び丙は原則として第63条の規定に従い本件契約を解除する。ただし、丙が任意の判断で甲が乙との協議の結果認める期間内に丙の費用負担において滅失又は毀損した本件施設を再建設する場合にはこの限りでない。
- (2) 前号の場合以外の毀損の場合には、丙は本件施設等を設計どおり修復する。この場合に丙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項に従うものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として施工計画書記載の工期等の延長を認める。
- (3) 前2号の場合において、甲及び乙は丙に対し、損害賠償の請求は行わない。

第38条（かし担保）

- 1 甲、乙は、本件施設等の建設・設置にかしがあるときは、丙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、本件施設等の引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、丙が当該かしを知っていたとき、そのかしが丙の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上又は雨水の進入に影響のないものを除く。)には、本件施設等の引渡しを受けた日から10年間、当該請求を行うことができる。
- 3 甲、乙は、本件施設等の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに丙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、丙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲、乙は、本件施設等が第1項のかしにより滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 丙は、前各項に定める丙の債務を連帯して保証する保証書を施工者から徴求し、甲及び乙に差し入れる。保証書の様式は、別紙12に定めるとおりとする。

第39条（契約保証金等）

- 1 丙は、本件施設等の建設・設置工事の履行を確保するため、本件契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険の締結後、直ちにその保険証券を甲に提出しなければならない

い。

- (1) 契約保証金を納付すること。
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる甲が認めた有価証券等を提供すること。
 - (3) 本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関等の保証を付すこと。
 - (4) 本件契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付すこと。
 - (5) 甲を被保険者とする、本件契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結すること。
 - (6) 丙を被保険者とする履行保証保険契約を、設計者、施工者の全部又は一部の者に締結させること。ただし、保険金請求権に、第60条第4項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定し、保険証券及び質権設定証書を甲に提出する。かかる質権の設定の費用は丙が負担する。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、サービス購入費A(ただし、割賦金利相当額を除くものとし、消費税相当額を含んだ金 円とする。以下、本条において同様とする。)の100分の10以上とし、有効期間は本件施設の設計・建設期間全体とする。
- 3 第1項の規定により、丙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号、第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 サービス購入費Aの変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス購入費Aの100分の10に達するまでは、甲は、保証の額の増額を請求することができ、丙は、保証の額の減額を請求することができる。

第6節 本件施設等の引渡し等

第40条 (本件施設等の引渡し)

- 1 丙は、第32条第3項に定める甲の完成確認通知書を得て、かつ第70条に規定する別紙11に記載の保険証券の写しを別紙5の3に記載する提出書類と共に甲に提出したうえで、平成20年2月29日までに、本件施設等を、甲に引き渡す。
- 2 前項の引き渡しに際しては、甲と丙は引渡確認書を取り交わす。

第41条 (本件施設等の供用開始日)

本件施設等の供用開始日は、平成20年4月1日とする。

第3章 本件施設等の維持管理

第42条（維持管理の原則）

丙は、本件施設等が小学校及び中学校としての機能を十分発揮できるようにすると共に、合理的な耐用年数の期間中本件施設等が良好な状態に保たれるように配慮して、維持管理業務期間中、丙の責任及び費用負担において本件施設等の維持管理業務を行うものとする。

第43条（維持管理業務の実施）

丙は、法令を遵守の上、本件契約、実施方針、実施方針等に関する質問に対する回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、及び事業者提案書類に基づき、関係法令等を遵守し、維持管理者をして、乙と協議の上、本件施設等の維持管理業務を行わせる。

第44条（維持管理体制の整備）

- 1 丙は、維持管理者をして、第40条の引渡日までに、別紙6に定める様式に従った維持管理業務計画書（以下「維持管理業務計画書」という。）に基づき、本件施設等の維持管理に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 丙は、前項に定める研修等を完了し、維持管理業務計画書に従った維持管理業務を行うことが可能となった段階で、乙に対し通知を行う。

第45条（乙による維持管理体制の確認）

- 1 乙は、丙から前条第2項の通知を受けた後、本件施設等の甲に対する引渡しに先立ち、維持管理業務体制の整備が、維持管理業務計画書に従って完了しているか否かの確認を行う。
- 2 前項の確認の結果、乙が、維持管理業務計画書に照らし、維持管理業務体制の構築が不十分であると判断した場合には、乙は丙に対してその是正を求めることができ、丙はこれに従わなければならない。
- 3 丙の責めに帰すべき事由によって、前項の維持管理体制の構築が遅延し、これにより第41条に定める供用開始日が遅延する場合、丙は、第41条に定める供用開始日から実際の供用開始日までの日数に応じ、サービス購入費Bに対する年5%（年365日日割計算）の割合により計算した額の違約金を乙に支払うものとし、当該違約金を超える追加費用又は損害が乙にあるときは、その費用又は損害の超過分についても乙に支払う。

第46条（維持管理業務計画書の作成）

- 1 丙は、毎事業年度開始前(維持管理の初事業年度については、引渡日の30日前まで)に、関連法令等を充足し、業務実施方針を考慮した、当該事業年度の維持管理業務を構成する各業務ごとに、維持管理業務計画書を作成して乙に提出し、その確認を受けなければならない。丙は、維持管理業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに乙に報告し確認を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により提出を受けた維持管理業務計画書に関して意見を述べることができ、丙はかかる意見を尊重し、変更に合理的な必要性が認められる場合には、維持管理業務計画書の見直しを行わなければならない。

第47条（乙の請求による維持管理業務の変更）

- 1 乙は、合理的な理由がある場合には、丙に対して、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更を求めることができるものとし、変更内容については、丙と協議のうえ、乙が定めるものとし、丙はこれに従わなければならない。
- 2 前項に基づき、維持管理業務の内容、水準が変更されたことにより、丙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第4章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合に、当該変更により、丙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、乙は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については丙と協議する。この場合、丙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて乙に請求する。

第48条（丙の請求による維持管理業務の変更）

- 1 丙は、合理的な理由がある場合で、かつ乙の事前の承諾を得た場合を除き、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更を行うことはできない。
- 2 前項に基づき、維持管理業務の提案内容、提案水準が変更されたことにより、丙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第4章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更により、丙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、原則として丙が当該費用を負担する。

第49条（不可抗力による維持管理業務の変更）

- 1 不可抗力により、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更が必要となった場合、丙は、乙の承諾を得て、これらを変更して維持管理業務を行う。
- 2 前項に基づき、維持管理業務の提案内容、提案水準が変更されたことにより前項の規定により、丙が維持管理業務の変更を行う場合、当該変更により、丙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第4章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増

減する。また、当該変更により、丙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、乙及び丙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 10 に規定する負担割合に従い負担する。この場合、丙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて乙に請求する。

第 50 条（法令の新設又は改正等による維持管理業務の変更）

- 1 本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、維持管理業務についての提案内容、提案水準の変更が必要となった場合、丙は、乙の承諾を得て、これらを変更して維持管理業務を行う。
- 2 前項に基づき、維持管理業務の提案内容、提案水準が変更されたことにより前項の規定により、丙が維持管理業務の変更を行う場合、当該変更により、丙の維持管理業務に係る費用が増減したときは、第 4 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。また、当該変更により、丙に、維持管理業務に係る費用の増加とは別の追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については丙と協議する。この場合、丙は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて乙に請求する。

第 51 条（従事職員名簿の提出等）

- 1 丙は、維持管理業務について、全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者を定め、維持管理業務が開始するまでに、書面により乙へ届け出るものとし、総括責任者が変更された場合、その都度書面により報告しなければならない。
- 2 丙は、維持管理業務に従事する者（前項記載の総括責任者と併せ、以下、本条において「維持管理業務に関する従事職員」という。）の名簿を乙に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 3 丙は、維持管理業務の開始までに、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を乙に提出し、乙の確認を得る。
- 4 乙は、維持管理業務に関する従事職員がその業務を行うに当たり不相当と認められる合理的な理由がある場合には、その事由を明記して、丙に対し交代を請求することができる。

第 52 条（第三者による実施）

- 1 丙は、維持管理業務を維持管理者に実施させるものとし、事前に乙の承諾を得た場合を除き、維持管理者以外の者にその業務の全部又は大部分を実施させてはならない。
- 2 丙は、維持管理業務の一部を維持管理者以外の者に実施させる場合には、かかる維持管理業務の一部を実施させる者の商号、住所その他乙が別途定める事項を、乙に事前に通知する。

- 3 丙が維持管理業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて丙の責任において行うものとし、維持管理に関して丙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて丙の責めに帰すべき事由とみなして、丙が責任を負う。
- 4 丙は、第三者に対し、関係諸法令・規則上、資格、許可等を要する維持管理業務の全部又は一部を実施させる場合、当該資格・許可を有効に取得している第三者に実施させなければならない。

第53条（第三者に及ぼした損害等）

丙は、維持管理業務の実施に関連して又は本件施設等のかし等に起因して維持管理期間中に第三者に損害（ただし、第70条に規定のある乙が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を与えた場合、丙が負担すべきその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲又は乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、その帰責性に依じて、甲、乙が負担する。

第54条（業務報告書）

- 1 丙は、維持管理期間中、別紙7に定める事項を記載した日報、月報、四半期総括書及び年度総括書を作成するものとし、月報、四半期総括書及び年度総括書については、当該期間の業務の完了した翌月の7日（7日目の日が乙の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の乙の開庁日）までに、乙に提出し確認を受けなければならない。
- 2 乙は、丙から提出を受けた月報、四半期総括書及び年度総括書を確認し、10日（10日目の日が乙の非開庁日に当たる場合にあつては、その直後の乙の開庁日）までにその結果を丙に通知する。
- 3 丙は、維持管理業務に関して作成した日報については作成日から1年間以上、月報、四半期総括書及び年度総括書については、乙から確認結果の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

第55条（維持管理業務）

丙は、維持管理期間中、本件施設等につき、別紙2に定める建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃及び外構等維持管理業務、及び安全管理業務を行う。

第4章 対価の支払い

第56条（対価の支払）

- 1 甲は、丙に対し、第57条に定めるサービス購入費Aを支払う。
- 2 乙は、丙に対し、第58条に定めるサービス購入費Bを支払う。

3 前2項の対価は、別紙9に従い改定される。

第57条（サービス購入費Aの支払）

- 1 甲は、本件施設等の供用開始から平成40年3月31日までの間、第2章の施設整備業務の対価として、別紙8に従い、サービス購入費Aを丙に支払う。
- 2 甲及び丙は、第40条に基づく本件施設等の引渡しが遅延した場合は、別紙8に規定する各事業年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

第58条（サービス購入費Bの支払）

- 1 乙は、第73条に規定するモニタリングを実施し、丙の維持管理業務が提案水準を満たしていることを確認した場合は第3章の維持管理業務の対価として、別紙8に従い、サービス購入費Bを支払う。なお、維持管理業務に関する費用（備品・消耗品等の調達等）は、丙の負担とする。
- 2 乙は、第73条に規定するモニタリングを実施し、丙の維持管理業務が提案水準を満たしていないことを確認した場合、前項に基づくサービス購入費Bは、別紙14に定める算定方法に従って変更される。

第5章 契約期間及び契約の終了

第59条（契約期間）

本件契約の契約期間は、本件契約の締結について、大阪府議会の議決があった日又は箕面市議会の議決のあった日のうち、いずれか遅い日（別途、甲及び乙が通知により定める日）から平成40年3月31日までとする。

第60条（甲、乙による契約解除等）

- 1 丙が次の各号のいずれかに該当する場合、本件施設等が甲に引き渡される前にあっては甲及び乙が同意のうえで、本件施設等が甲に引き渡された後にあっては乙が単独で、丙に対する何らの催告なく、本件契約の一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、会社整理若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
 - (2) 丙が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1箇月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

- (4) 丙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間(丙が書面をもって説明し、施設整備業務については甲が、維持管理業務については乙が認めた場合にあっては、各々が定める相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
 - (5) 丙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲及び乙が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 甲及び乙は、丙が次に掲げる事由に該当するときは、1号又は2号については甲乙同意のうえで、3号及び4号については乙が単独で、5号については本件施設等が甲に引き渡される前にあっては甲乙同意のうえで、本件施設等が甲に引き渡された後にあっては乙が単独で、丙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- (1) 丙が、設計変更又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計変更又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について丙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 丙の責めに帰すべき事由により、工期内に本件施設等が完成せず、かつ工期経過後60日以内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 丙が、第73条の規定により別紙14「3.」「(3)」に定める手続きに従って是正の指示を受けたにもかかわらず、別紙14「3.」「(3)」に掲げる事由が認められるとき。
 - (4) 丙が、第54条に規定する業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行ったとき。
 - (5) その他、丙が本件契約又は本件契約に基づく合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 本件契約が、本件施設等が甲に引き渡された後に第1項又は第2項の規定により全部解除された場合、甲、乙及び丙は、本件契約のうち既に甲、乙及び丙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、第57条の規定に基づくサービス購入費Aの全額、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち履行済みの対価を、各々丙に対し、契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
- 4 本件契約が、本件施設等が甲に引き渡される前に、第1項又は第2項の規定により全部解除された場合には、丙は、速やかに本件土地を、工事着工前の原状に復したうえで、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、サービス購入費Aから割賦金利相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を支払う。また、解除の対象が、施設整備業務の一部である場合には、丙は、甲の請求に基づき、甲に対し本件契約一部解除の違約金として、一部解除にかかるサービス購入費Aから割賦金利相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を支払う。ただし、甲は、第39条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができる。

- る。
- 5 本件契約が、本件施設等が甲に引き渡された後に第1項又は第2項の規定により一部又は全部解除された場合、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち未履行部分にかかるサービス購入費Bの支払義務を免れる。解除の対象が、維持管理業務の全部である場合、丙は、乙に対して維持管理業務の引継ぎを行うとともに、乙の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、当該年度の年間サービス購入費Bの総額の10分の1に相当する額を支払う。また、解除の対象が、維持管理業務の一部である場合には、丙は、乙に対して、一部解除に伴い必要となる維持管理業務の引継ぎを行うとともに、乙の請求に基づき、乙に対し本件契約一部解除の違約金として、一部解除にかかるサービス購入費Bの総額の10分の1に相当する額を支払う。
 - 6 本件契約が、本件施設等が引き渡されるまでの間において、第1項又は第2項の規定により全部解除された場合に、甲が丙に対し、設計図書あるいは未完成部分の本件施設等を本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、第4項の規定にかかわらず、丙は、それら設計図書あるいは本件施設等を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、設計図書あるいは本件施設等の出来高部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用すると判断した場合には、甲は、丙に対し、出来高（設計図書等に関する出来高を含む。以下「出来高」について同じ。）部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。また、この場合も、丙は甲に対し、第4項に規定する違約金を支払うが、甲は、丙に対する出来高部分の評価額相当額の支払債務と丙に対して有する第7項所定の損害賠償請求権に基づく請求額で相殺することができる。
 - 7 丙は、本条に基づく解除により甲又は乙が被った損害額が、第4項、第5項、又は第6項の違約金の額を上回る場合は、その差額を甲又は乙の請求に基づき支払わなければならない。ただし、第4項については、甲は、第39条の契約保証金又は担保を当該差額の全部又は一部に充当することができる。
 - 8 本件契約の締結について、大阪府議会及び箕面市議会の両議決がなされる前に、丙の構成員、施工者または維持管理者が入札説明書第3に規定する要件を満たさないことが判明した場合、甲及び乙は、仮契約としての本件契約の効力が生じないための措置をとることができる。その場合、丙は、甲及び乙に生じた追加費用又は損害のうち、丙が本事業への入札に参加し、落札者として決定され、甲乙と丙間で締結された（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業基本協定書を締結し、甲及び乙において本件契約の締結をなしたことなどに関連し、甲又は乙が甲乙以外の第三者に対して支払いをなし、又は支払義務を負担している外部委託費等の費用を甲及び乙に支払わなければならない。なお、本項の定めに従い、仮契約としての本契約の効力が失われた場合であっても、上記費用負担の定めは、なお効力を有するものとする。

第61条（丙による契約解除）

- 1 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、丙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が丙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお当該支払いを行わないときは、丙は甲に改めて書面により本件契約を終了する旨の通知を行い、本件契約の一部又は全部を終了させることができる。
- 2 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、丙に対する支払いを遅延し、かつ、乙が丙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお当該支払いを行わないときは、丙は乙に改めて書面により本件契約を終了する旨の通知を行い、本件契約の一部又は全部を終了させることができる。
- 3 甲又は乙が、各自の責めに帰すべき事由により、自らの本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、丙からの書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお義務を違反した甲又は乙が当該義務の違反を是正しないときは、丙は甲又は乙に改めて書面により本件契約を終了する旨の通知を行い、本件契約の一部又は全部を終了させることができる。
- 4 前3項の規定に基づき本件契約が終了した場合、甲又は乙は、帰責事由に応じ、丙に対し、本件契約の終了により丙が被った損害を合理的な範囲内において賠償する。
- 5 第1項、第2項又は第3項に基づき本件契約が終了した場合において、丙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていない場合で、契約終了後、丙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は、速やかに甲の手続きに則り、契約保証金又はこれに代わる担保を返還する。
- 6 本件契約が、本件施設等が甲に引渡された後に第1項、第2項又は第3項の規定により一部又は全部解除された場合、丙は、本件契約のうち既に甲、乙及び丙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、第57条の規定に基づくサービス購入費Aの全額を、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち履行済みの対価を、各々丙に対し、契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。この場合、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち未履行部分にかかるサービス購入費Bの支払義務を免れる。
- 7 本件契約が、本件施設等が引き渡されるまでの間において、第2項又は第3項の規定により解除された場合、丙は、速やかに本件土地を、工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。また、甲が丙に対し、未完成部分の本件施設等を本件契約解除時における現状での引渡しを求めた場合、丙は、本件土地を本件契約解除時における現状のまま、甲に返還する。これらの場合、甲は、丙に対し、解除時における本件施設等の出来高に応じた金額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

第62条（任意解除権の留保）

- 1 甲及び乙は、双方協議のうえ合意に至った場合には、理由の如何を問わず、180日

以上前に丙に対して通知したうえで、本件契約を全部解除することができる。

- 2 前項の規定により甲又は乙が、本件契約を全部解除した場合、解除権を行使した当事者は丙に対して、当該解除により丙が被った損害を賠償する。
- 3 本件契約が、甲に対する本件施設等の引渡し後に、第1項の規定により一部又は全部解除された場合、甲、乙及び丙は、丙において履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、第57条の規定に基づくサービス購入費Aを、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち履行済みの対価を、各々丙に対し、契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。この場合、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち未履行部分にかかるサービス購入費Bの支払義務を免れる。
- 4 本件契約が、甲に対して本件施設等が引き渡されるまでの間において、第1項の規定により解除された場合の本件土地の返還等については、前条第7項を準用する。

第63条（不可抗力に基づく契約解除）

- 1 甲、乙及び丙は、不可抗力により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を、相互に、本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさない。
- 2 甲及び乙は、不可抗力により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、丙と協議のうえ、本件契約を変更し又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 本件契約が、甲に対する本件施設等の引渡し後に、前項により一部又は全部解除された場合、甲、乙及び丙は、丙において既に履行済みの部分については解除することができず、甲は、本件施設等の全部又は一部が不可抗力により滅失し、又は毀損した場合であっても、丙に対し、第57条の規定に基づくサービス購入費Aの全額を、また乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち履行済みの対価を、各々丙に対し、契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。この場合、乙は、第58条の規定に基づくサービス購入費Bのうち未履行部分にかかるサービス購入費Bの支払義務を免れる。
- 4 本件契約が、本件施設等が甲に引き渡されるまでの間において、第2項の規定により一部又は全部解除された場合の本件土地の返還等については、第61条第7項を準用する。

第64条（本事業に直接関係する法令の新設又は改正等が行われた場合等の契約解除）

本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が新設又は改正等された場合、甲、乙又は丙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不能となったときは、甲、乙及び丙は協議のうえ、本件契約を解除することが

できる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、本件施設等の甲に対する引渡後の場合は、前条第3項の規定に、引渡前の場合は、前条第4項、第61条第7項の規定に従う。

第65条（引渡後における本件契約終了時の状態等）

- 1 契約期間満了により本件契約が終了した場合、又は丙が維持管理業務に着手した後、契約期間満了前に本件契約が解除により終了した場合、乙は、本件契約が終了した日から10日以内に本件施設等の現況を検査する。当該検査により、本件施設等に丙の責めに帰すべき事由による損傷、不具合等が認められたときは、乙は丙に対し、丙の費用と責任においてその修補を行うことを求めることができ、丙は必要な修補を実施した後、速やかにその旨を乙に通知しなければならない。乙は、かかる通知を受けた日の翌日から10日以内に修補が完了したことを確認するため、再検査を行い、修補が充分でないと認めるときは、上記と同様の手続きによる。
- 2 丙は、前項の手続き終了後、速やかに本件施設等の維持管理業務を乙の指定する者に引き継ぐものとする。

第6章 法令の新設又は改正等・不可抗力による契約内容の変更等

第66条（法令の新設又は改正等による契約内容の変更）

- 1 甲、乙及び丙は、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令の新設又は改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、法令等に適合しなくなった業務について、いずれも相手方当事者に発生する損害が最小限となるように義務内容の変更を行う。

第67条（不可抗力による契約内容の変更）

- 1 甲、乙及び丙は、本件契約締結日以後の不可抗力により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方当事者に生じる損害が最小限となるように契約内容の変更を行う。

第68条（法令の新設又は改正等による追加費用又は損害の負担）

- 1 本事業に直接関係する法令の新設又は改正等によって、丙に追加費用又は損害が生ずる場合、丙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損害の状況を甲及び乙に通知しなければならない。
- 2 前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲の追加費用又は損害について、施設整備業務に関するものについては甲が、維持管理業務に関するものは乙が、各々これを負担する。この場合、丙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。ただし、本件契約に別に定めがある場合にはその定めによる。

第69条（不可抗力による追加費用又は損害の負担）

- 1 不可抗力によって、丙に追加費用又は損害が生ずる場合、丙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損害の状況を甲及び乙に通知しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙10に規定する負担割合に従い負担する。この場合、丙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲、乙に請求する。ただし、本件契約に別に定めがある場合にはその定めによる。
- 3 法令の新設又は改正等及び不可抗力が複合して、甲、乙又は丙に追加費用又は損害が生じた場合、甲、乙又は丙それぞれの追加費用又は損害の負担は、第34条第5項を準用して決定する。

第7章 保 険

第70条（保険加入義務）

- 1 丙は、設計変更・建設期間中、別紙11に規定する保険契約を締結し又は施工者に締結させなければならない。
- 2 丙は、維持管理期間中、別紙11に規定する保険契約を締結し又は維持管理者に締結させなければならない。
- 3 丙、施工者、維持管理者が、前2項の規定により保険契約を締結したときは、丙は、その証券を、第1項に関するものについては甲に、第2項に関するものについては乙に、各々提示し又は提示させなければならない。

第8章 その他

第71条（対価からの控除）

甲及び乙は、事由の如何を問わず、丙に対して債権を有する場合は、第4章に規定する各々が支払うべき本事業の対価の支払額から、かかる債権相当額を控除して、丙に支払うことができる。

第72条（丙の権利義務の譲渡）

- 1 丙は、事前に甲及び乙の承諾を得なければ、本件契約上の地位及び本件契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 丙は、事前に甲及び乙の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行についても、同様とする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める行為が、丙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲又は乙の事業に関与することが適当でないと合理的に認められる者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

第73条（モニタリング）

- 1 乙は、契約期間中、維持管理業務について、丙の提供する業務が、提案水準、提案内容、要求水準、及び第44条第1項に定める維持管理業務計画書に定める内容及び水準（以下「本件水準等」という。）を達成していることを確認するため、別紙14に基づきモニタリングを実施する（以下、本条に基づくモニタリングを総称して「本件モニタリング」という。）。
- 2 乙は、本件モニタリングの結果を基に、月に1度業務状況の良否を判断し、丙に通知するものとする。
- 3 本件モニタリングに係る費用のうち、本条において丙の義務とされているものを除く部分は乙の負担とする。
- 4 前3項に定めるモニタリングの結果、第44条第1項に定める維持管理業務計画書に定める内容及び水準が満たされていないことが判明した場合には、別紙14に記載する手続きに従い、第58条に基づくサービス購入費Bを別紙14に定めるとおり減額する。

第74条（経営状況等の報告）

- 1 丙は、本件契約の終了にいたるまで、各事業年度の最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を甲及び乙に提出しなければならない。
- 2 丙は、本件契約の終了にいたるまで、各事業年度ごとに、当該事業年度の財務書類を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年

度の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書とともに甲及び乙に提出しなければならない。

- 3 丙は、本件契約の終了にいたるまでに、定款を変更した場合は、甲及び乙に直ちに報告するとともに、登記簿の写しを甲及び乙に提出しなければならない。
- 4 丙は、前項に規定するほか、自己の登記事項に変更が生じた場合は、甲及び乙に直ちに報告するとともに、登記簿の写しを甲及び乙に提出しなければならない。

第75条（遅延利息）

甲、乙又は丙が本件契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、年100分の5の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

第76条（守秘義務）

- 1 甲、乙及び丙は、故意又は過失により、本件契約上知り得た情報を第三者に漏洩し、本件非公開文書等を滅失、毀損若しくは改ざんしてはならない。
- 2 甲、乙及び丙は、本件契約上知り得た情報及び本件非公開文書等を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第19条、第23条、第52条の規定により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。）に、本件契約上知り得た情報を第三者に漏洩させ、本件非公開文書等を滅失若しくは毀損又は改ざんさせ又は本件契約上知り得た情報若しくは本件非公開文書等を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 4 丙は、第19条、第23条、第52条の規定により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において丙が甲及び乙に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。
- 5 丙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令の規定を遵守し、甲又は乙の指示を受けて適切に取り扱う。
- 6 甲及び乙は、丙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の種類及びその保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 甲及び乙は、丙の個人情報の取り扱いが不適切であると認めるときは、勧告を行うことができるものとし、丙は甲又は乙の勧告に直ちに従う。

第77条（著作権の帰属）

甲乙が本事業の入札手続及び本件契約に基づき、それぞれ丙に対して提供した書類、図

面等の著作権は、第三者の著作にかかるものを除き、各々、甲又は乙に帰属する。

第78条（著作物の利用等）

- 1 甲及び乙は、成果物、本件施設等について、その裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本件契約の終了後も存続する。
- 2 成果物、本件施設等のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 丙は、甲及び乙が成果物、本件施設等を、次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - （1）本件契約締結前に締結された別途契約により著作者名表示が義務付けられている場合を除き、著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲あるいは乙が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - （2）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - （3）本件施設等の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲、乙又は甲あるいは乙が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - （4）本件施設等を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - （5）本件施設等を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 丙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲又は乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - （1）成果物、本件施設等の内容を公表すること。
 - （2）本件施設等に丙の実名又は変名を表示すること。
 - （3）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第79条（著作権等の譲渡禁止）

丙は、自ら又は著作者をして、成果物、本件施設等に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

第80条（著作権の侵害の防止）

- 1 丙は、成果物、本件施設等が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを、

甲及び乙に対して保証する。

- 2 丙は、成果物、本件施設等が第三者の有する著作権を侵害した場合であって、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、丙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

第81条（工業所有権）

丙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって、丙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、丙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第9章 関係者協議会

第82条（関係者協議会の設置）

- 1 甲、乙及び丙は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、関係者協議会を設置することができる。
- 2 甲、乙及び丙は、関係者協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。

第10章 雑 則

第83条（出資者の確認書の提出）

丙は、丙の出資者から、別紙13に記載する内容の確認書を取得し、その原本を本件契約締結時までに甲及び乙に対して提出しなければならない。

第84条（疑義に関する協議）

甲、乙及び丙は、本件契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

第85条（融資機関等との協議）

甲及び乙は、本事業の継続性を確保するため、丙に対し資金提供を行う融資機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第 8 6 条（裁判管轄）

本件契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙 1 本件土地

別紙 2 維持管理業務の概要

提案に応じて契約締結時までに確定する。

別紙3 事業日程（予定）

事業契約の効力発生	大阪府議会の議決があった日又は箕面市議会の議決のあった日のうち、いずれか遅い日
V E 提案による設計変更	平成19年 月 日～平成 年 月 日
本件施設等の建設	平成 年 月 日～平成 年 月 日
本件施設等の引渡し 本件施設等の維持管理業務開始	平成20年2月29日
本件施設等の供用開始	平成20年4月1日
事業期間の満了	平成40年3月31日

別紙 4 設計図書

1 . 元設計図書等

2 . 変更設計図書等

設計図	3 部
工事費内訳書	2 部
数量調書	2 部
構造計算書	2 部

提出時の体裁等の詳細については、別途甲の指示するところによる。

別紙 5 建設業務における提出書類

1. 着工前の提出書類

工事着工届	1部	A4版
現場代理人及び監理技術者届(経歴書添付)	1部	A4版
承諾願(産業廃棄物処分計画書)	1部	A4版
承諾願(総合仮設計画書)	1部	A4版
承諾願(主要資機材一覧表)	1部	A4版
報告書(下請業者一覧表)	1部	A4版
その他工事施工に必要な届出等	1部	A4版

2. 建設期間中の提出書類

承諾願(機器承諾願)	1部	A4版
承諾願(残土処分計画書)	1部	A4版
承諾願(再資源利用(促進)計画書)	1部	A4版
承諾願(各工種施工計画書)	1部	A4版
承諾願(生コン配合計画書)	1部	A4版
検査願(原寸検査)	1部	A4版
検査願(材料検査)	1部	A4版
検査願(立会検査)	1部	A4版
検査願(完成検査)	1部	A4版
報告書(各種試験結果報告書)	1部	A4版
報告書(各種出荷証明)	1部	A4版
報告書(マニフェストA・B2・D・E票)	1部	A4版
報告書(工事進捗状況)	1部	A4版
その他必要書類	1部	A4版

3. 完成時の提出書類

工事完了届	1部	A4版
工事記録写真	1部	A4版
竣工図(建築)	4部	A1版1部、A4版3部
竣工図(電気設備)	4部	A1版1部、A4版3部
竣工図(機械設備)	4部	A1版1部、A4版3部
竣工図(昇降機)	4部	A1版1部、A4版3部
竣工図(什器・備品配置表)	4部	A1版1部、A4版3部
什器・備品リスト	3部	A4版

什器・備品カタログ	3部	A4版
保証書	2部	任意
取扱説明書	2部	A4版
鍵・備品・予備品リスト	2部	A4版
機器完成図	2部	任意
完成写真	6部	A4版
その他必要書類	2部	A4版

提出時の体裁等の詳細については、別途甲の指示するところによる。

別紙 6 維持管理業務計画書

維持管理業務計画書の様式

本件契約締結後、乙及び丙が協議のうえ、乙が決定する。

別紙 7 維持管理業務の報告書

- 1 . 日報の様式
- 2 . 月報の様式
- 3 . 四半期総括書
- 4 . 年度総括書の様式

本件契約締結後、乙及び丙が協議のうえ、乙が決定する。

別紙 8 サービス購入費の算定及び支払方法

1. サービス購入費の構成

	内訳		構成される費用の内容
サービス購入費 A	施設整備費		V E 提案に伴う設計変更業務費 建設工事費（備品工事費を含む） 工事監理業務費 各種申請等業務費 丙の開業に要する費用 建中金利 融資組成手数料 その他施設整備に関する初期投資として必要な費用
	割賦金利		割賦支払に必要な割賦金利
	消費税等		施設整備費に係る消費税及び地方消費税
サービス購入費 B	維持管理業務費	維持管理費	建築物保守管理業務費 建築設備保守管理業務費 清掃及び外構等維持管理業務費 安全管理業務費
		消費税等	維持管理費に係る消費税及び地方消費税
	その他の費用	その他費用	丙の運営に要する費用 法人税、法人住民税、法人事業税等法人の利益に対してかかる税金 丙の税引後利益
		消費税等	その他費用に係る消費税及び地方消費税

2. サービス購入費の算定方法

(1) サービス購入費 A

施設整備費

施設整備費は、施設引渡日までに本事業を実施するために必要な費用として、事業者が提案した金額とする。

割賦金利

割賦金利は、甲が施設整備費について、平成 20 年 4 月を第 1 回とし、20 年間にわたり全 20 回で分割支払するために必要な金利である。

割賦金利の利率は、基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とする。

基準金利は東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）として、テレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年物（又は 4 年物）（円 / 円）金利スワップレート（午前 10 時現在）とし、提案時の基準金利は、平成 18 年 10 月 20 日の 5 年物の金利を採用する。

算定方法

サービス購入費 A は、割賦元本（施設整備費）の 1/4 ずつを各期（第 1 期～第 4 期）の 5 年間（全 5 回）で返済することとし、各年度の支払額は割賦元本と前年度

末（ただし、最終年度は支払日としてもかまわない。）までに発生する金利相当額を元利均等返済する金額として算定する。

	支払時期	元本	金利
第1期	平成20年4月～平成24年4月	施設整備費の1/4	前年度末までに発生する金利相当額
第2期	平成25年4月～平成29年4月	施設整備費の1/4	前年度末までに発生する金利相当額
第3期	平成30年4月～平成34年4月	施設整備費の1/4	前年度末までに発生する金利相当額
第4期	平成35年4月～平成39年4月	施設整備費の1/4	前年度末（又は支払日）までに発生する金利相当額

(2) サービス購入費 B

施設引渡日から契約終了までに必要となる維持管理費及びその他の費用として、事業者が提案した金額とする。原則として、半期毎の各支払期（10月、4月）において平準化した金額とするが、第1回目の支払い（平成20年4月）についてのみ、月割計算により算定する。

3. 支払スケジュール

(1) サービス購入費 A

支払時期 (請求予定年月)	金額			合計
	割賦元本 (消費税抜き)	割賦金利 (非課税)	消費税及び地方 消費税相当	
平成20年4月	円	円	円	円
平成21年4月	円	円	円	円
平成22年4月	円	円	円	円
平成23年4月	円	円	円	円
平成24年4月	円	円	円	円
平成25年4月	円	円	円	円
平成26年4月	円	円	円	円
平成27年4月	円	円	円	円
平成28年4月	円	円	円	円
平成29年4月	円	円	円	円
平成30年4月	円	円	円	円
平成31年4月	円	円	円	円
平成32年4月	円	円	円	円
平成33年4月	円	円	円	円
平成34年4月	円	円	円	円
平成35年4月	円	円	円	円
平成36年4月	円	円	円	円
平成37年4月	円	円	円	円
平成38年4月	円	円	円	円

平成 39 年 4 月	円	円	円	円
-------------	---	---	---	---

(2) サービス購入費 B

支払時期 (請求予定年月)	支払対象期間	金額		
		対価 (消費税抜き)	消費税及び地 方消費税相当	合計
平成 20 年 4 月	平成 20 年 3 月分	円	円	円
平成 20 年 10 月	平成 20 年度上期	円	円	円
平成 21 年 4 月	平成 20 年度下期	円	円	円
平成 21 年 10 月	平成 21 年度上期	円	円	円
平成 22 年 4 月	平成 21 年度下期	円	円	円
平成 22 年 10 月	平成 22 年度上期	円	円	円
平成 23 年 4 月	平成 22 年度下期	円	円	円
平成 23 年 10 月	平成 23 年度上期	円	円	円
平成 24 年 4 月	平成 23 年度下期	円	円	円
平成 24 年 10 月	平成 24 年度上期	円	円	円
平成 25 年 4 月	平成 24 年度下期	円	円	円
平成 25 年 10 月	平成 25 年度上期	円	円	円
平成 26 年 4 月	平成 25 年度下期	円	円	円
平成 26 年 10 月	平成 26 年度上期	円	円	円
平成 27 年 4 月	平成 26 年度下期	円	円	円
平成 27 年 10 月	平成 27 年度上期	円	円	円
平成 28 年 4 月	平成 27 年度下期	円	円	円
平成 28 年 10 月	平成 28 年度上期	円	円	円
平成 29 年 4 月	平成 28 年度下期	円	円	円
平成 29 年 10 月	平成 29 年度上期	円	円	円
平成 30 年 4 月	平成 29 年度下期	円	円	円
平成 30 年 10 月	平成 30 年度上期	円	円	円
平成 31 年 4 月	平成 30 年度下期	円	円	円
平成 31 年 10 月	平成 31 年度上期	円	円	円
平成 32 年 4 月	平成 31 年度下期	円	円	円
平成 32 年 10 月	平成 32 年度上期	円	円	円
平成 33 年 4 月	平成 32 年度下期	円	円	円
平成 33 年 10 月	平成 33 年度上期	円	円	円
平成 34 年 4 月	平成 33 年度下期	円	円	円
平成 34 年 10 月	平成 34 年度上期	円	円	円
平成 35 年 4 月	平成 34 年度下期	円	円	円
平成 35 年 10 月	平成 35 年度上期	円	円	円
平成 36 年 4 月	平成 35 年度下期	円	円	円
平成 36 年 10 月	平成 36 年度上期	円	円	円
平成 37 年 4 月	平成 36 年度下期	円	円	円
平成 37 年 10 月	平成 37 年度上期	円	円	円
平成 38 年 4 月	平成 37 年度下期	円	円	円
平成 38 年 10 月	平成 38 年度上期	円	円	円
平成 39 年 4 月	平成 38 年度下期	円	円	円
平成 39 年 10 月	平成 39 年度上期	円	円	円
平成 40 年 4 月	平成 39 年度下期	円	円	円

4. 支払手続き

(1) サービス購入費 A

各事業年度の 4 月 1 日から 30 日以内に、丙が甲に請求書を送付し、甲は、当該請求書受領後 30 日以内に支払う。

(2) サービス購入費 B

乙は、第 7 3 条に規定するモニタリング終了後、丙に支払うサービス購入費 B の金額（乙のモニタリングの結果、サービス購入費 B を支払わない場合は支払わない旨）を第 5 4 条に基づく 3 月、9 月の業務報告書の受領後 10 日（乙の非開庁日を除く。）以内に、丙に通知する。

丙は、乙からの支払額通知後、乙に対し当該金額の請求書を速やかに送付し、乙は当該請求書の受領後 30 日以内に支払う。

別紙 9 サービス購入費の改定について

1. サービス購入費 A

事業期間中の基準金利の変動に応じて、サービス購入費 A の改定を行う。

	基準日	基準金利
第1回	引渡日の2銀行営業日前	東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)として、テレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース4年物(円/円)金利スワップレート(午前10時現在)
第2回	平成23年度末の2銀行営業日前	東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)として、テレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース5年物(円/円)金利スワップレート(午前10時現在)
第3回	平成28年度末の2銀行営業日前	
第4回	平成33年度末の2銀行営業日前	

2. サービス購入費 B

事業期間中の物価変動に対応してサービス購入費 B の改定を行う。毎事業年度 1 回 8 月に見直しを行い、改定を行う場合は、次事業年度の対価に反映する。

(1) 物価変動等の指標

改定する際の指標は、日銀調査統計局物価統計課により月次で作成される「企業向けサービス価格指数」CSPI (Corporate Service Price Index) の「建物サービス」とする。

(3) 改定額の計算方法

前回改定時の指標(改定されていない場合は契約日の該当する月(平成 18 年 月)の指標)に対し、1000 分の 30 を超える変動(ただし、消費税等の税率の変更による影響を除く。)があった場合、以下のとおり改定する。

計算式は以下のとおりとする。

$$\text{改定後の支払額} : P_t = P_{t-1} \times \frac{\text{CSPI}_{t-1} / Q_{t-1}}{\text{CSPI}_x / Q_x}$$

P_t = 改定後の対価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

P_{t-1} = 改定前の対価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

CSPI_x = 前回改定時の指標(改定されていない場合は契約時の指標)

CSPI_{t-1} = 前事業年度の 6 月の指標

Q_x = 1 + 前回改定時の消費税率

Q_{t-1} = 1 + 前事業年度の 6 月の消費税率

別紙 10 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

1. 本件施設等の引渡し前

本件施設等の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより丙に発生した合理的な追加費用又は損害については、サービス購入費 A から割賦金利相当額を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、本件施設等の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ丙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、サービス購入費 A から割賦金利相当額を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は丙が別紙 11 の 1 (丙らに付保が義務付けられている保険) に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、丙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

2. 本件施設等の引き渡し後

本件施設等の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に丙に発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該事業年度のサービス購入費 B (ただし、第 56 条第 3 項による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。) の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については乙が負担する。また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ丙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該事業年度のサービス購入費 B (ただし、第 56 条第 3 項による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。) の 100 分の 1 に至るまでは丙が負担するものとし、これを超える額については乙が負担する。ただし、別紙 11 の 1 (丙らに付保が義務付けられている保険) に記載する保険に基づき乙又は丙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、丙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙 1 1 丙らが付す保険

1 . 丙に付保が義務付けられている保険

(1)設計・建設期間中の保険

建設工事保険

保険内容	・建設工事保険は、建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険を含めるものとする（一部に附帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする）。 ・組立保険は、建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事、土木工事を含む場合も対象とする）。
保険契約者	丙又は施工者
被保険者	丙、施工者、甲のいずれかもしくは複数
保険の対象	本件施設等に係る工事
保険の期間	工事着工日を始期とし、本件施設等の引渡日を終期とする。
保険金額	建設工事費額（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）とする。
補償する損害	水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2)維持管理期間中の保険

第三者賠償責任保険

保険内容	維持管理者の受託業務に起因して事故、損傷等が発生した場合に、その損害に応じて保険金が支払われる。
保険契約者	丙又は維持管理者
被保険者	丙、維持管理者、乙のいずれかもしくは複数
保険の対象	維持管理業務
保険の期間	・本件施設等の引渡日を始期とし、本件契約の終了の日を終期とする。 ・毎1～3年程度の期間ごとに更新を行うものでも良いものとする。
保険金額	任意とする

2 . 丙らが任意に付保する保険

提案に応じて契約締結時までには確定する。

保証書(案)

(あて先) 大阪府 代表者 知事 齊 藤 房 江 様
箕面市 代表者 市長 藤 沢 純 一 様

施工者(以下「保証人」という。)は、(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業(以下「本事業」という。)に関連して、PFI事業者が大阪府及び箕面市との間で締結した平成 年 月 日付「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業事業契約」(以下「事業契約」という。)に基づいて、PFI事業者が大阪府に対して負担する本保証書第1条に規定する債務(以下「主債務」という。)を、PFI事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定めるものと同様の意味を有する。

第1条(保証)

保証人は、事業契約書第38条第1項から第4項までに規定するPFI事業者の債務を保証する。

第2条(通知義務)

大阪府は、工期の変更、延長、工事の中止、その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合は、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、大阪府による通知の内容に従って、当然に変更される。

第3条(保証債務の履行の請求)

- 1 大阪府は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、大阪府が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。大阪府及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条(求償権の行使)

保証人は、事業契約に基づくPFI事業者の債務がすべて履行されるまでは、保証人が本

保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づくPFI事業者の債務が終了又は消滅した場合は、終了する。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書3通を作成し、保証人はこれに記名・押印のうえ、大阪府及び箕面市に各1通を差し入れ、1通は自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人：所在地

商号又は名称

代表者氏名

別紙 1 3 確認書の様式

確認書

(あて先) 大阪府 代表者 知事 齊 藤 房 江 様
箕面市 代表者 市長 藤 沢 純 一 様

当社は、大阪府及び箕面市に対し、大阪府及び箕面市の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、その有する〔設立される S P C の名称〕の株式を第三者に譲渡し、又は担保に供するなど一切の処分をしないことを確約します。

平成 年 月 日

住 所

出資者：

商号又は名称
代表者

住 所
商号又は名称
代表者

住 所
商号又は名称
代表者

別紙 1 4 モニタリング及び改善措置並びにサービス購入費の減額手続き等

1. 基本的考え方

丙から乙に提供される維持管理業務が本件水準等を達成しているかを検証するため、乙は丙の業務実施状況に係るモニタリングを実施する。

モニタリングの結果、丙の業務不履行により丙が提供する維持管理業務が本件水準等に達していない場合、乙は改善勧告を行い、本件水準等の達成を求める。丙が状況を改善することができない場合、或いは、改善勧告に従わない場合、乙は、下記の条件に従って、本件契約を解除することもある。

また、乙は、改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上し、減額ポイントが一定値に達した場合、サービス購入費 B の減額を行う。

乙が丙に対して行うモニタリングの方法及び項目に関する詳細は、丙が提供する維持管理業務の提供方法により異なることから、本事業契約締結後、関係者協議会における協議を経て、乙が合理的に設定する。

2. モニタリング対象業務

モニタリングの対象業務は維持管理業務とする。

3. 本件水準等未達の場合の措置

乙は、モニタリングの結果、丙の業務不履行により丙の提供する維持管理業務が、本件水準等を満たさないと判断した場合、改善勧告等の対応をとる。

(1) モニタリング方法

乙は、自己の費用負担において、契約期間中、以下に示す内容のモニタリングを行う。

種類	方法
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none">乙は、丙の作成した業務日誌の内容を確認し、必要に応じて施設巡回、業務監視、丙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。丙は、業務日誌の開示等、乙が行う日常モニタリングに協力するものとする。
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none">乙は、月に 1 回、本件契約第 5 4 条に基づき提出された業務報告書を確認する他、必要に応じて施設巡回、業務監視、丙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。当該モニタリングは、維持管理業務の開始日が属する月から各々開始する。モニタリング結果は、業務報告書の確認後速やかに丙に通知する。
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none">乙は、必要と判断したときは、随時モニタリングを実施できる。

(2) 本件水準等の未達となる事象

本件水準等を達成していない場合とは、以下に示す 又は の状態と同等の事態をいう。

施設利用に関し、明らかに重大な支障がある場合

施設利用を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合

業 務	明らかに重大な支障がある事態	明らかに利便性を欠く事態
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の不履行等を起因として施設利用者等の活動に重大な影響を及ぼす事態の発生 ・ 維持管理業務の故意による放棄 ・ 故意に乙との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等） ・ 乙からの指導、指示に従わない <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の怠慢 ・ 施設利用者等への対応不備 ・ 業務報告の不備 ・ 関係者への連絡不備 等
建築物保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の未実施 ・ 故障等の状態の放置 ・ 安全措置の不備による人身事故の発生 ・ 災害時の未稼働（火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理業務の不備
建築設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の未実施 ・ 故障等の状態の放置 ・ 安全措置の不備による人身事故の発生 ・ 災害時の未稼働（火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理業務の不備
清掃及び外構等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期清掃の未実施 ・ 業務の不備により施設利用が困難となる事態の発生、人身事故の発生 等 ・ 管理業務の未実施による植栽の枯れ等の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃及び外構等維持管理業務の不備
安全管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理業務の不備による不法進入の未発見、情報の漏洩、人身事故の発生 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理業務の不備

(3) 改善勧告等の措置

モニタリングの結果、丙の業務不履行により丙が提供する維持管理業務が本件水準等に達していない場合、乙は、丙に対して本件水準等の達成を求めるため、以下の措置を講じる。

改善勧告

乙は、丙に業務改善、復旧に関する措置をとることを通告する。

改善計画書の提出

丙は、乙からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、乙に提出する。乙は、当該計画書により改善等が可能であると判断した場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たり乙は改善計画書の変更を求めることができるものとする。また、乙は丙と協議の上、適切な改善期間を設定する。

改善実施

丙は、乙による承認後、改善計画書に基づき速やかに改善・復旧を実施し、乙に報告する。乙は報告を受け、モニタリングにより、本件水準等が回復しているかを確認する。

業務担当者の変更、業務実施企業の変更、本事業契約の終了等

乙は、以下の場合、関係者協議会を経て、業務担当者の変更又は業務実施企業の変更を求めることができる。また、場合によっては、関係者協議会を経て、本事業契約の一部又は全部を終了することができる。

- ・ 丙から改善計画書の提出がない場合
- ・ 改善計画書に定めた期間内に改善・復旧ができない場合
- ・ 業務担当者及び業務実施企業の変更に応じない場合
- ・ 本事業の実施に当たって重大な支障があると認められる場合
- ・ 同一の事象に対して既に2回の改善勧告が出されているにもかかわらず、本件水準等を達成できない場合

(4) 対価の減額

モニタリングの結果、丙の業務不履行により丙が提供する維持管理業務が本件水準等に達していない場合、乙は減額ポイントを加算し、支払い時期に応じた6ヶ月間の減額ポイントが一定値に達した場合に、対価の減額を行う。

減額ポイントの発生

乙は、モニタリングの結果、丙の業務不履行により、本件水準等が達成されていないと判断した場合、減額ポイントを以下の基準により発生させ、丙に通知する。

ただし、3.(2) 又は の場合でも、やむを得ない事由による場合で、かつ事前に乙に連絡があった場合、又は明らかに丙の責めに帰さない事由による場合、減額ポイントは発生しない。

事 態	減額ポイント
施設利用に関し、明らかに重大な支障がある場合	人命に多大な影響を及ぼす場合 各項目につき 50 ポイント
	個人情報等機密事項の漏洩に関する場合 各項目につき 40 ポイント
	上記以外の場合 各項目につき 20 ポイント
施設利用を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合	各項目につき 2 ポイント

サービス購入費の減額

- ・ 6 か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって減額割合を定め、サービス購入費 B を減額し支払いを行う。
- ・ 当該 6 ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングのみに用いるものとし、次の期間に持ち越さない。
- ・ 丙が業務対価の支払対象期間の途中に業務を行う者を変更しても、当該対象期間の減額ポイントは消滅しない。

6 か月の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合
50 以上	1 ポイントにつき 1.0% 減額 (50% ~ 100% の減額)
30 以上 50 未満	1 ポイントにつき 0.6% 減額 (18% ~ 30% の減額)
10 以上 30 未満	1 ポイントにつき 0.3% 減額 (3% ~ 9% の減額)
10 未満	0% (減額なし)

(参考) モニタリングによる改善実施及び減額手続きフロー

